

内部監査の実施状況について

(令和7年3月14日現在)

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和6年9月10日から令和6年10月16日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令簿の出張発令日に記載誤りが認められた。 ・官用車使用報告書において所要事項が記載されていないものが認められた。 ・出勤簿において表示すべき区分に誤りがあるもの、表示漏れがあるものが認められた。 ・休暇簿の記載方法に誤りがあるものが認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令簿、官用車使用報告書、出勤簿、休暇簿の記載漏れ、記載誤りについては是正した。 ・指摘を受けた課室から再発防止策の報告を受けた。 ・今後、同様の誤りが発生しないよう、庶務会計担当者会議において指示した。
新潟労働基準監督署 他8署	令和6年7月3日から令和6年7月29日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・官用車使用報告書において所要事項が記載されていないものが認められた。 ・出勤簿において表示すべき区分に誤りがあるもの、表示漏れがあるものが認められた。また、摘要欄に発令年月日等所要の事項が記載されていないものが認められた。 ・休暇簿の記載方法に誤りがあるものが認められた。 ・通勤届に必要な書類が添付されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・官用車使用報告書、出勤簿、休暇簿の記載漏れ、記載誤りについては是正し、通勤届は必要書類を提出させた。 ・指摘を受けた監督署から再発防止策の報告を受けた。 ・今後、同様の誤りが発生しないよう、庶務会計担当者会議において指示した。
新潟公共職業安定所 他15所（出張所含む）	令和6年6月3日から令和6年7月18日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令簿の出張発令日に記載誤りが認められた。 ・官用車使用報告書において所要事項が記載されていないものが認められた。 ・出勤簿において表示すべき区分に誤りがあるもの、表示漏れがあるものが認められた。 ・超過勤務命令簿の記載方法に誤りがあるものが認められた。 ・通勤届に必要な書類が添付されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令簿、官用車使用報告書、出勤簿、超過勤務命令簿の記載漏れ、記載誤り等については是正し、通勤届は必要書類を提出させた。 ・指摘を受けた安定所から再発防止策の報告を受けた。 ・今後、同様の誤りが発生しないよう、庶務会計担当者会議において指示した。